

河南町コミュニティバス運行業務委託仕様書

この仕様書は、河南町が委託する河南町コミュニティバスの運行に関する業務内容を定めるものである。

1 委託業務

(1) 委託内容

① 運行方法

道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 78 条第 2 号及び第 79 条の規定に基づき、河南町が国土交通大臣の行う登録を受けて運行する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車(コミュニティバス)の全路線の運行及びこれに付帯する業務を委託するものとする。

② 運行路線及び停留所等

1) コミュニティバスが運行する路線は次の路線とし、路線図は別紙 1「運行路線・バス停・運行ダイヤ」のとおりとする。

ア	カナちゃんバス(北部)	1 循環	15.0 km	町内循環路線
イ	カナちゃんバス(南部)	1 循環	19.8 km	
ウ	阪南線(喜志駅～近つ飛鳥博物館前～喜志)	往復	10.0 km	
エ	さくら坂循環線(富田林駅～さくら坂 3 丁目～富田林駅)	1 循環	16.0 km	
	さくら坂循環線(さくら坂 3 丁目～富田林駅)	片道	8.8 km	
	さくら坂循環線(富田林駅～さくら坂 4 丁目)	片道	9.0 km	
オ	石川線(東山～富田林駅)	片道	4.0 km	
	石川線(富田林駅～近つ飛鳥博物館前～富田林駅)	往復	10.6 km	
カ	白木線(富田林駅～東水分～富田林駅)	往復	18.0 km	
	白木線(富田林駅～寺田)	片道	3.5 km	
キ	河内線(富田林駅～河内～富田林駅)	往復	15.2 km	
ク	北大伴線(富田林駅～府営楠住宅前～富田林駅)	1 循環	5.0 km	
	北大伴線(大伴口～富田林駅)	片道	2.9 km	
	北大伴線(富田林駅～府営楠住宅前)	片道	2.5 km	

2) 停留所(バス停)の位置及び名称は別紙 1 のとおりとする。

3) 富田林駅及び喜志駅での乗降

ア 石川線・北大伴線 乗車は 1 番乗場、降車は降車バース

イ 白木線・河内線・さくら坂循環線 乗車は 3 番乗場、降車は降車バース

ウ 阪南線 喜志駅、3 番乗場で乗降

③ 運行日

各路線は毎日運行とする。

④ 運行ダイヤ

路線毎の運行ダイヤは、別紙 1 のとおりとする。

⑤ 停留所における乗降者数の記録

運転手は、各停留所における乗降客数（属性別）等、町が必要に応じ指示した場合は、それらの記録等に協力するものとする。

⑥ 運賃（料金）の収納

受託者は、3 運賃（料金）に定めるところにより、利用者から納入された運賃（料金）を河南町に納めるものとする。

また、ＩＣカード車載器による料金支払に対する収納についても、対応するものとする。

⑦ 燃料の補給

車両の燃料補給は、次のとおり行うこと。受託者が町内給油業者で給油した場合は納品書兼請求書を受領し、その都度町へ提出すること。

- ・日産ディーゼル及びＵＳトラックス（５台）

夜間に関西和光株式会社が車両保管場所で給油を行う。

- ・日野ポンチョ及びトヨタコースター

原則、受託者が下記の町内給油業者で給油すること。

大型連休時については、夜間に車両保管場所に関西和光株式会社が給油を行う。

（参考）

- ・関西和光株式会社

富田林市桜井町 1－5－9

- ・町内給油業者

- ・株式会社吉田石油

河南町大字一須賀 1 1 3 番地

- ・株式会社タナカ

河南町大字神山 3 2 0 番地

⑧ 利用者アンケート調査等への協力

運転手は、町が実施する利用者アンケート調査の車内での配付・回収等、町が必要に応じ依頼する調査等に協力するものとする。

⑨ 車いすの利用者に対する対応

車いすでの利用者がいた場合は、当該利用者が乗降車をする際、車両に備え付けのスロープ板により乗降車の補助を行い、車いす固定装置に固定し、安全な運行を行うものとする。

⑩ バス車内での落とし物対応

バス車内で拾得した落とし物は、原則翌日に各路線分まとめて役場総務課まで持参すること。

⑪ バスの遅延及び故障等に対する措置

観光シーズンや秋祭り等の時期においては、各地で交通渋滞が生じる恐れが

あるため、その場合は速やかに町へ状況を報告し、その後の運行予定を伝えるものとする。また、故障や事故等により車両が使用できなくなった場合は速やかに町へ報告し、その旨を利用者に対して情報提供するとともに、速やかに予備車にて対応するものとする。

⑫ 各種証明書等の発行について

交通事情により5分以上遅延した場合、延着証明書を発行することとする。
この他、バス料金の領収書等を利用者から求められた場合、必要に応じて乗車証明書を発行し対応すること。

(2) 経費負担

① 受託者が負担する経費は、以下のとおりとする。

- ア 運転手（運行管理者等を含む）の人件費
- イ 受託者の過失、責任による車両の修繕料
- ウ 任意保険料
- エ 業務遂行上生じた事故の処理経費
- オ 第三者に与えた損害賠償等に係る経費
- カ その他コミュニティバス運行業務に必要な経費

② 町が負担する経費は、以下のとおりとする。

- ア 車両に要する費用（各種税、受託者の過失、責任によらない修繕料含む。）
- イ 自賠責保険料
- ウ 燃料費
- エ 車検（検査）費用

2 運行車両及び運転手控室

(1) 運行車両

河南町が、自家用自動車（コミュニティバス）として準備する以下の車両を使用するものとする。

- ① 日野ポンチョ 和泉 200 は 389 ロングボディ 1 ドアタイプ 型式:2DG-HX9JLCE
5,123cc ディーゼル 5 速 AT 33 人乗り
- ② 日野ポンチョ 和泉 200 は 390 ロングボディ 1 ドアタイプ 型式:2DG-HX9JLCE
5,123cc ディーゼル 5 速 AT 33 人乗り

※主要装備（①、②）

・ワンマン用放送装置、方向幕（前後、側面）、降車合図装置、自動ドア、エアコン、運賃箱、ICカード車載器、バス停名表示器、ドライブレコーダー、車いす固定装置収納装置、簡易型運賃箱等

- ③ ニッサンディーゼル 和泉 200 は 398 型式:PKG-RA274KAN
9,200cc ディーゼル 5MT オートマチック 2WD 60 人乗り
- ④ ニッサンディーゼル 和泉 200 は 399 型式:PKG-RA274KAN

- 9,200cc ディーゼル 5MT オートマチック 2WD 60人乗り
- ⑤ ニッサンディーゼル 和泉 200 は 400 型式：PKG-RA274KAN
9,200cc ディーゼル 5MT オートマチック 2WD 60人乗り
- ⑥ ニッサンディーゼル 和泉 200 は 401 型式：PKG-RA274KAN
9,200cc ディーゼル 5MT オートマチック 2WD 60人乗り
- ⑦ U S トラック 和泉 200 は 402 型式：PKG-RA274KAN
9,200cc ディーゼル 5MT オートマチック 2WD 60人乗り

※主要装備（③～⑦）

- ・ワンマン用放送装置、方向幕（前後、側面）、降車合図装置、自動ドア、エアコン、運賃箱、バス停名表示器、ドライブレコーダー、車いす固定装置収納装置等
- ⑧（町内循環路線予備車）トヨタコースター 和泉 200 さ 224 型式：KK-HZB50
4,200cc ディーゼル LK オートマチック 2WD 28人乗り

※主要装備

- ・自動ドア、エアコン、I C カード車載器、簡易運賃箱

（2）維持管理

受託者は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づき、車両の点検及び清掃、車両の適正な維持管理に努めなければならない。また、車両設備のうち、電球等の簡易な消耗品交換等についても、町が用意する物品をもって交換を行うこと。

（3）車両の保管

運行車両の保管場所は次の位置とし、保管場所内における車両の駐車位置は町の指示に従うこと。

- ・日野ポンチョ（2 台 上記 2（1）①及び②）

保管場所：河南町多目的広場内車庫

河南町大字白木 1 3 0 5 番地

- ・日産ディーゼル（5 台 上記 2（1）③～⑦）

保管場所：旧河南町立中央保育園前

河南町大字白木 1 2 5 5 番地の 1、1 2 5 7 番地の 1

- ・トヨタコースター（1 台 上記 2（1）⑧）

保管場所：河南町総合保健福祉センター（かなんぴあ）駐車場敷地内車庫

河南町大字白木 1 3 7 1 番地

（4）車検時等における予備車の運行について

車検時等において、予備車の運行となる場合は、車庫に保管している車両を使用して運行するものとする。

(5) 路線バス運行以外でのバスの移動について

仕様書に示すバス路線を運行するほか、車両の車検や故障、部品交換等に応じてバスをメンテナンス業者先まで移動する必要がある場合は、町の指示に従い、該当車両を運転し、目的地まで移動すること。

(6) 運転手控室

運転手控室は、町が次の位置に設けるものとし、当日勤務の運転手自家用車も同位置に駐車できるよう町が確保するものとする(無償)。ただし、町から指示があった場合は、別の指定場所へ駐車するよう従うこと。また、運転手控室における光熱水費は町の負担とする。

運転手控室： 旧河南町立中央保育園

河南町大字白木1255番地の1

当該施設(運転手控室)の維持管理(清掃等)については、受託者において行うこと。なお、施設備品・消耗品については、町が用意するものとする。

(7) 車両の整備事業者について

運行に使用する車両の整備事業者は、原則、以下のとおりとする。

- ・日野ポンチョ(2台)

河南自動車工業 河南町大字山城579

- ・日産ディーゼル及びUSトラックス(5台)

株菊水自動車 富田林市寿町3-6-15

- ・トヨタコースター(1台)

今西自動車 河南町大字白木1392-4

(8) その他バス関連機器等の故障等のトラブル対応について

運賃箱、音声合成装置、方向幕等バス機器において故障等のトラブルが生じた場合、速やかに町に報告し、その指示を受けること。また、緊急的に対応が必要な場合は、町に連絡するとともに、各機器のメンテナンス事業者連絡し、対応すること。メンテナンス事業者は、以下のとおりとする。

①車両全体に関する事業者

- ・(7)に記載のとおり

②運賃箱・整理券発行機に関する事業者

- ・新和商事株式会社

東大阪市長田東2丁目2番16号

③音声合成装置に関する事業者

- ・クラリオンエレクトロニクス関西セールス 大阪営業所

大阪府吹田市豊津町12-14

- ・株式会社ケイエムアドシステム 制作課

東京都豊島区東池袋 4－8－7

④方向幕

- ・株式会社オージ

大阪府大阪市東淀川区東中島 1－6－14－501

- ・クラリオンエレクトロニクス関西セールス 大阪営業所

大阪府吹田市豊津町 12－14

⑤ I C カード読み取り装置（ポンチョ）

- ・株式会社 J R 西日本タクシー I C システム本部地域連携システム部

兵庫県尼崎市潮江 1－1－33

⑥タイヤ

- ・有限会社オートテック 富田林

大阪府富田林市錦織東 3－16－3

（9）事故発生時等の対応について

事故により当該車両での運行が出来ない場合は、町と協議のうえ、予備車や代車での補完運行が出来るよう対応すること。この他、祭礼の場合等は、大幅な遅延が生じることが明白であるため、受託者が選任する運行管理責任者が遅延状況・道路状況・以後の運行時刻表等の諸条件を鑑みて、対応策をもって町と協議すること。

3 運賃（料金）

（1）運賃の額

運賃は、以下のとおりとする。なお、詳細については、河南町コミュニティバス運行に関する条例及び同条例施行規則のとおりとする。

- ①大人（中学生以上） 乗車 1 回につき 別紙 2 のとおり

乗車 1 回につき 100 円（町内循環路線のみ）

- ②小人（小学生以下） 乗車 1 回につき 上記の半額（10 円未満は数切上げ）

- ③幼児（1 歳から就学前まで） 同伴者 1 人につき 1 人まで 無料

- ④乳児（1 歳未満） 無料

- ⑤以下の手帳を提示する障がい者 上記の半額（10 円未満は切上げ）

- ・身体障害者手帳

- ・療育手帳

- ・精神障害者保健福祉手帳（町内循環路線のみ）

- ⑥上記手帳に「バス介護付」の表示のある介護者 1 人まで 半額

- ⑦乗継乗車券等を提出する者 無料（町内循環路線のみ）

※事前に購入した定期券を持参して乗車する場合がある。（町内循環路線除く）

※町担当課で事前に購入した乗車券又はサポーター券を持参して乗車する場合が

ある。（町内循環路線のみ）

（２）運賃及び乗車券販売代金の収受

①町内循環路線

運賃は「現金」「乗継券、乗車券及びサポーター券」によるものとし、バス利用者が車内備付けの運賃箱に納入し、運転手はこれを案内し、確認するものとする。

I Cカード車載器の管理・操作等についても必要に応じて行うものとする。

町内循環路線運行時、バス利用者から乗車券購入の申し出があったときは、運転手は、終点停留所「総合保健福祉センター（かなんぴあ）」において車内で乗車券を販売するものとする。ただし、大量の購入の申し出があった場合は、町での購入を案内するものとする。

なお、町が実施する事業（ワクチン接種・イベント等）により、利用者が無料にて乗車できる場合があるため、それらの適用をする場合は、町の指示により対応するものとする。

②上記①以外の路線

運賃は「現金」「定期券(スマホ定期券を含む。)」 「企画乗車券(スマホ)」によるものとし、バス利用者が車内備付けの運賃箱に納入し、運転手はこれを案内し、確認するものとする。「定期券(スマホ定期券含む。)」の場合は、券面を確認するものとする。

バス利用者から定期券購入の申し出があったとき、運転手は、富田林市駅前「観光交流施設きらめきファクトリー」での販売、もしくは、スマホ定期券の利用を案内するものとする。

備付け運賃箱の種銭不足等により、両替ができない場合は、町が準備する両替用硬貨により両替を行うものとする。

利用者から運賃の誤投入の申し出があった場合は、相手方から住所・氏名・連絡先等を聞き取り、乗車区間や利用時間等の必要事項を乗車証明書に記入すること。相手方には、返金の準備ができ次第、町から連絡が入るので、返金額を役場に取りに行く必要があることを伝えること。記入した乗車証明書は少なくとも次の日には町へ提出すること。誤投入の他、運賃箱等の故障に伴って返金が生じる場合もあるので、その場合は、町から現金書留で返金額が送付されることを伝えること。誤投入の場合と運賃箱等の故障に伴う場合で、返金方法が異なるので乗客に伝える際は注意を払うこと。

（３）運賃及び乗車券販売代金の受渡し方法等

①町内循環路線

運転手は、毎朝運行業務開始前に、運賃箱、販売用乗車券及びI Cカード車載器を役場警備員室において宿日直職員から受領し、運行業務終了後、河南町役場警備員室へ届けるものとする。

ただし、休日がある場合等は運賃箱を継続して車内に設置する場合もあるため、その場合は町の指示に従うこと。

町内循環路線予備車(トヨタコースター)を使用する際は、両替用硬貨が必要となるため、使用前に町担当課に申し出ること。

②上記①以外の路線

運転手は、毎朝運行業務開始前に、運賃箱を役場警備員室において宿日直職員から受領し、運行業務終了後、河南町役場警備員室へ届けるものとする。

ただし、休日がある場合等は運賃箱を継続して車内に設置する場合もあるため、その場合は町の指示に従うこと。

4 委託期間

業務委託期間は、令和9年1月29日から令和12年1月28日までとする。

5 委託料の支払い

委託料は、毎月払いとし、業務の完了について町の検査に合格した後、受託者の請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

6 運行管理責任者・整備管理の責任者及び運転手

(1) 運行管理責任者及び整備管理責任者の配置

- ① 受託者は、業務を遂行するにあたり、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の17及び第51条の20の規定に基づき運行管理の責任者、整備管理の責任者を配置するものとする。
- ② 自家用有償旅客運送の登録のため、契約締結後速やかに運行管理者就任承諾書及び道路運送法施行規則第51条の17第2項に規定する資格を有する書面の写しを提出すること。
- ③ 運行管理責任者は、道路運送法施行規則第51条の18の規定に基づき、運転手及び運行管理業務に係る者を監督し、常に適正な運行管理に努めなければならない。また、同規則第51条の22の規定により自家用有償旅客運送者が備えておくべき「安全な運転のための確認表」、「乗務記録」を常に記録し、町へ提出しなければならない。
- ④ 整備管理の責任者は、車両の運行前始業点検や定期点検等を実施し、整備不良による事故を未然に防ぐために最大限努めなければならない。

(2) 運転手

- ① 運行業務に従事する運転手は、道路運送法施行規則第51条の16の規定に

より、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者でなければならない。また、道路運送法第 79 条の 2 の規定に基づく自家用有償旅客運送の登録（変更）申請において運転手就任承諾書兼予定運転手名簿に記載するものとする。

- ② 運転手は、当該運転業務に支障を及ぼす他の業務に従事してはならない。
- ③ 運転手の賃金、労働時間は、関係法令を遵守すること。
- ④ 運転手の服装は統一とし、社名や氏名を記載した名札を着用して従事者であることが容易に判別できるようにすること。
- ⑤ 運転手は常に親切丁寧な対応を心がけること。
- ⑥ 町は運転手について、運転・接遇等に対し技術や知識不足と判断した場合は受託者と協議のうえ、交代させることができる。
- ⑦ 自家用有償旅客運送の登録（変更）のため、契約締結後速やかに運転手等就任承諾書及び運転免許証の写し（両面）、その他必要な書類を提出すること。
- ⑧ 道路運送法施行規則第 51 条の 19 に規定する「運転手台帳」及び「運転手証」を作成し、事務所に備え付けるとともに、町へ提出すること。
- ⑨ 運転手は、関係法令を遵守の上、安全かつ正確な運行に努めるとともに利用者への誠意ある接遇を行い、事故防止に最善の注意を払うものとする。
- ⑩ 運行業務に従事する運転手は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑪ 運転中に天災、事故等が発生した場合、運転手は直ちに運行管理責任者に報告し、指示を仰ぐものとする。また、故障や苦情を受けた場合も事故発生と同様に対応するものとする。

7 遵守すべき事項

受託者は、道路運送法及び同法施行規則、河南町コミュニティバス運行に関する条例、同条例施行規則、その他コミュニティバスの運行上関係する法令の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）安全管理対策

- ① 業務を執行するにあたり交通安全に万全を期し、従事者に交通安全教育を徹底させるものとする。
- ② 運転手及び運行管理業務に携わる者には、心身に異常のある者を従事させてはならない。
- ③ 停留所施設の破損等を発見したときは、町担当課に連絡を行うものとする。
- ④ 運転中に事故が発生した場合は、町に事故の詳細を速やかに報告するとともに、事故処理の対応を行い、当日又は後日、必ず事故に関する報告書を町へ提出しなければならない。
- ⑤ 運行中の事故等による損害又は傷害等に対する賠償は、受託者の責任におい

て処理すること。ただし、受託者の責によらないものはこの限りではない。また、受託者は、本業務の実施にあたり、損害賠償任意保険に加入しなければならない。加入の証として、その保険証券の写しを提出すること。

- ⑥ 運行中の天災（地震、風雨等）時の対応マニュアルを作成し、運転手に十分徹底させること。
- ⑦ 天災その他やむを得ない事由により、運行の変更又は中止をしなければならない事由が発生した場合は、速やかに町に連絡し、協議を行うものとする。
- ⑧ 受託者は、利用者からの苦情や意見・要望があった場合は丁寧に應對し、速やかに町に報告するものとする。

（２）その他

- ① 業務に必要な人員については、受託者の責任において確保するものとする。
- ② 受託者及び運転手は、当該運行業務に係る範囲全てにおいて、いかなる理由があっても、町民等の第三者から金品等を授受してはならない。
- ③ 当該業務が直接住民サービスに深く関わりのあることを念頭におき、服装、言動等に適切な指導監督を行い、資質の向上に努めること。

８ 業務報告書の提出

受託者は、毎翌月１０日までに業務完了届とともに、運行日毎の運転手氏名、使用車両、運行開始・終了時刻、走行距離、車両点検結果、アルコールチェック、乗客からの要望事項、その他特記事項等を記載した業務報告書を提出し、町の検査を受けなければならない。

９ 事故・苦情があった場合の処理

- ① 事故・苦情等における連絡体制、処理体制及び責任者を明確にしておくとともに、緊急連絡網を含む対応マニュアルを作成し、あらかじめ町に提出すること。
- ② 事故が発生した場合の処理（示談成立まで）は責任をもって受託者が行うこと。
- ③ 受託者は事故・苦情が発生した場合は、遅滞なく、その件の概要や対応措置等を記した報告書を任意の様式で作成し、町に報告するものとする。

10 損害賠償

受託者は、コミュニティバスの運行業務において、乗客及び第三者の生命・身体並びに財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受託者の責任にお

いて速やかに処理・解決するものとする。ただし、人命に係わる事故又は損害程度が多大な場合は、町にも報告し対応をともに協議検討すること。

11 その他

本運行は、河南町地域公共交通会議及び富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会で合意を得た地域公共交通計画に基づく運行であり、業務委託期間内に運行内容の見直しを行う可能性がある。これにより、委託金額見直しの必要が生じた場合は、町と受託者双方が協議のうえ、決定するものとする。

その他、この仕様書に定めのない事項については、町と受託者で協議のうえ定めるものとする。